

# 平成25年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成25年12月5日(木)

東洋町議会

余 白

## 平成25年第4回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成25年12月5日(木) 9時00分宣告  
出 席 議 員 (10名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	西岡 尚宏 君	4番	高島 俊彦 君
5番	小松 熙 君	6番	小林 幸三 君
7番	松本 太一 君	8番	田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名。

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	光本 速雄 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	欠 席
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	北川 晃彦 君
総務課長補佐	長崎 正仁 君
税務課長補佐	福原 良幸 君
産業建設課長補佐	欠 席
代表監査委員	欠 席

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名。

議会事務局長	生松 克祐
事務局書記	築地 仲音

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 小林 幸三 君 7番 松本 太一 君

平成25年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成25年12月5日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第59号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第60号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第61号 東洋町介護保険条例等の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第62号 東洋町子ども・子育て支援会議設置条例の制定について
- [日程第7] 議案第63号 「海の駅」東洋町の設置及び管理に関する条例を全部改正することについて
- [日程第8] 議案第64号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて(東洋町子ども・子育て支援)(地域おこし協力隊)
- [日程第9] 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第67号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

- [日程第12] 議案第68号 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第69号 平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第70号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第71号 平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第72号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- [日程第17] 議案第73号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

余 白

平成25年第4回東洋町議会定例会 平成25年12月5日 木曜日  
議事のてんまつ

議長

(小野 正路議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成25年第4回東洋町議会定例会を開会致します。

(開会時間:9時00分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例9件、補正予算4件、特別養護老人ホーム組合規約の変更、財産処分の2件、計15件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。奈良崎教育長が高知県東部文化財の保護連絡会の催しが、この大ホールでありますので、15分ぐらい、途中退席を致します。そして、藤村次長も欠席と、その会で、そちらの方の仕事が入っております。そして、長崎課長補佐は途中退席を致しますので、よろしく願いをします。以上で、諸般の報告を終わります。また、まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成25年9月から10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。また、地方自治法第199条第9項、第242条第4項の規定により、7月31日付け、住民監査請求に対する報告の提出がなされております。次に、閉会中の議員派遣1件についての報告があり、派遣議員と代表派遣議員から提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告についての発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。議員の皆様には師走を迎え、何かと、ご多用のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。平成25年第4回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶と若干のご報告を申し上げます。

国政におきましては、昨年の衆議院総選挙を経て、政権交代がございました。また、参議院選挙の結果により、与党の安定的政権運営がなされている

ところであります。今国会では、11月22日に祈願でありました、南海トラフ巨大地震対策特別措置法が成立を致しております。本町を含め、高知県の沿岸地域は南海トラフ巨大地震緊急対策区域として、指定されるものと期待を寄せてきたところであります。本町にとっても、財政的な負担の軽減につながるものと考えております。最も有利な適用施策を検討致しまして、防災・減災対策事業の整備を継続的に推進していく必要がございます。今後、緊急区域の指定や具体的な政令等が整備されることとなりますが、政令等の策定過程で、趣旨目的に反し、実際の適用が困難な法律とならないように注視をしていきたいと考えております。

また、国の進める経済対策も含め、政権交代の効果は着実な成果として、目に見える形として、現れている情勢となっております。しかし、地方経済までの波及効果につきましては、実感として、まだまだ時間を要する印象を持っております。現在、来年度の予算編成と本年度の補正予算の議論が大詰めを迎えております。4月からの消費税引上げによる景気腰折れ対策として、また、地方交付税交付金の増減の決着について、更に公共事業費の削減という意見も提言されているということでございます。これまで要望活動を強化して参りました、命の防波堤としての高規格道路早期着手、事前防災対策予算の確保にも、どのような影響が出てくるのか、特に地方自治体の財源運営への影響は必至でございますので、国政における議論の動向を注視し、更なる情報収集に努めて参ります。

昨年、7月に火災を致しました、海の駅の再建計画でございますが、10月末の台風によりまして、工事の進捗が心配されておりましたけれども、施工業者の集中的なご尽力によりまして、工期の12月27日よりも早く完成検査を受けられる状況と、お聞きを致しております。このため、12月15日には施設の落成式を執り行う予定としております。店内の準備を整えまして、1月12日には産業祭の開催と同時のオープンとしたいと考えているところでございます。また、メガソーラー事業の進捗状況でございますが、2月中に試験運転を実施し、3月1日には施設の完成の運びとしたいとの意向をお聞きしております。

これまでも、広域行政としての取組みの中で、観光行政にも期待を寄せてきたところでございます。11月22日には安芸広域エリアの9市町村で、高知県東部地域博覧会推進協議会を設立を致しました。愛称を高知家・まるごと東部博として、開催時期は、2015年4月中旬から12月下旬とする基本計画の概要案が了承をされております。県東部地域に光を当てる高規格道路の延伸とともに、広域的な取組を一層強化していきたいと考えております。



また、県は、11月22日、県内34市町村の、平成24年度の普通会計決算見込みを公表致しました。中でも基金保有残高につきましては、本町は、8億円余でございます、10億円未満の団体は1団体、本町のみとなっております。これまでに、こつこつと不用額を確保し、基金への積立努力をして参りましたが、自主財源に乏しい本町の財政構造は短期間に改善されない状況であることを、議会議員の皆様をはじめ、町職員も理解をしていただかねばなりません。特に公金支出につきましては、経常経費の削減努力について、職員1人1人に、その自覚が求められていると考えております。

町税の徴収につきましても、県下最下位の徴収率から脱出する、脱出したいという大きな課題がございます。そのためには、滞納処分を通じた執行停止等を活用し、過去からの累積滞納額圧縮という方策に果敢に取り組んでいく必要がございます。国、県から求められていることは自治体、自らが自主財源を確保する努力でございます、その観点からも、職員の徴収技術の向上や使命感醸成を図っていく必要がございます。現在、税務課は、これまでの強制徴収から、更に一步踏み込んだ努力をしているところでございます。9月定例会終了後、26日には室戸署とも連携をしまして、本町初となる家宅捜索の強制徴収手段にも着手を致しました。県や租税債権管理機構との連携を密に致しまして、ご指導をいただきながら、法的措置強化を図っているところでございます。また、地方税法第48条に基づく、県による個人県民税の直接徴収への取組についても、現在、準備を進めていくこととしております。義務としての納税意識の啓発、公平性確保を強く求めていかなければならないと考えているところでございます。

12月本定例会が、本年最後の議会となるわけでございますが、皆様方には任期最後の議会ということでもございます。そして、翌年、1月19日には、町議会議員通常選挙の投開票を間近に控えているという状況でもございます。今議会への提出案件でございますが、平成25年度の補正予算案4件、条例議案9件、その他議案2件、合わせて15件の議案を提案させていただいております。適切にご審議、ご決定をお願いを申し上げます。

最後に、皆様方のご健闘と、年末年始における各位のご自愛、ご健勝をご祈念を致しますとともに、平成26年が議会と執行部にとりまして、今以上によりよい関係が構築できますことをお願い申し上げ、開会の挨拶、ご報告と致します。

議長

(小野 正路議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、6番、小林幸三君並びに、7番、松本太一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。松本議会運営委員長。

議会運営委（松本 太一議会運営委員長）

員長

それでは報告致します。平成25年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。12月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について、協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から12月9日までの5日間と致します。運営におきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、6日から委員会審査、議案審査のため休会とし、9日に再開し、審議、採決のあとに、一般質問を行います。なお、議案質疑は時間制とし、議案全体で1人1時間とし、答弁者も1時間と致します。一般質問の通告期限は、6日金曜日、正午まで、議案質疑の通告期限も同じく6日の金曜日、正午までと致します。意見書、陳情書に関しましては、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出を求める陳情書、特定秘密の保護に関する法律の慎重な審議を求める意見書提出に関する陳情書は総務教育民生常任委員会に、重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP協定交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書提出に関する陳情書、同じくTPP交渉から撤退を求める意見書提出に関する陳情書は産業建設常任委員会にそれぞれ付託致します。以上のように決定致しました。これで、報告を終わりと致します。

議長

（小野 正路議長）

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいま委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月9日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（自席より、異議なしとの発言あり。）異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月9日までの5日間と決定致しました。

日程第3、議案第59号、東洋町税条例の一部を改正することについての件から、日程第17、議案第73号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム

組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてまでの15件を、この際、一括議題と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それではご提案を申し上げます。議案第59号、東洋町税条例の一部を改正することについて、東洋町税条例の一部を別案のとおり、改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。平成25年12月5日提出でございます。

続きまして、2ページでございます。議案第60号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、東洋町国民健康保険税条例の一部を別案のとおり、改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございますが、議案第59号、東洋町税条例の一部を改正することについてと、議案第60号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、関連がございますので、一括して、ご説明を致します。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日に公布されることに伴いまして、東洋町税条例、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長に説明をさせます。

3ページでございますが、議案第61号、東洋町介護保険条例等の一部を改正することについて、東洋町介護保険条例等の一部を別案のとおり、改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されたことに伴いまして、東洋町介護保険条例、東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長補佐に説明をさせます。

4ページをお願いします。議案第62号、東洋町子ども・子育て支援会議設置条例の制定について、東洋町子ども・子育て支援会議設置条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め

る。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法が、平成24年8月22日付けで公布をされまして、平成27年10月1日から施行されることとなっております。このため、同法第77条の規定に基づきまして、各市町村においても合議制の機関を設置する必要がございますので、今回、条例を制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては、住民課長に説明をさせます。

議案第63号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例を全部改正することについて、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございますが、今回の改正は海の駅東洋町が再建されることに伴いまして、当面、直営とするため、使用料及び手数料を定める必要から、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の全部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせます。

議案第64号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は東洋町子ども・子育て支援会議設置に基づき、委員報酬を定めようとするものでございます。また、地域おこし協力隊募集に関しましても、報酬を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、住民課長及び産業建設課長に説明をさせます。

続きまして、議案第65号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、職員の育児休業等に関する条例の一部を別案のとおり、改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。

続きまして、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、一般職の職員の給与に関する条例の一部を別案のとおり、改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。

議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別案のとおり、改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でござ

ざいますが、議案第65号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてと、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについては、関連がございますので、一括してご説明を致します。今回の改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、職員の育児短時間勤務に関しまして、必要な事項を定めるために、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

10ページでございます。議案第68号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項に規定により、平成25年度東洋町一般会計補正予算第3号を別案のとおり、定めることについて、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1億8,882万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億7,227万6,000円とするものでございます。歳入では地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入、町債を計上しております。主な歳出と致しまして、施設等整備基金積立金、防災対策加速化基金積立金、町有バス購入費、国民健康保険事業、介護保険事業及び観光施設事業等、特別会計への繰出金、水産生産基盤整備事業、県工事の負担金等を予算計上しております。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

議案第69号でございます。平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり、定めることについて、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1,397万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6,215万6,000円とするものでございます。歳入では一般会計繰入金を計上しております。歳出では償還金を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長に説明をさせます。

12ページをお願い致します。議案第70号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり、定めることについて、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ5,653万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,480

万9,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を計上しております。歳出では介護予防支援費、保険給付費等を計上しております。なお、内容につきましては、包括支援センター事務局長に説明をさせます。

続きまして、議案第71号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり、定めることについて、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ364万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,082万3,000円とするものでございます。歳入では一般会計繰入金、県支出金を計上しております。歳出では自然休養村事業費、青少年旅行村事業費を計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせます。

14ページでございます。議案第72号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日から、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務のうち、特別養護老人ホーム丸山長寿園に関する事務を廃止し、規約の一部を次のように変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。

続きまして、議案第73号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてでございます。地方自治法第289条の規定に基づき、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の財産処分を次のとおり、定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月5日提出でございます。提案理由でございますが、議案第72号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更についてと、議案第73号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、関連がございますので、一括してご提案を致します。当町が安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の構成市町村となり、運営を致しております、特別養護老人ホームでございますが、組合議会で民営化が承認をされている丸山長寿園を、平成26年4月1日に民営化することが決定をされております。このため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、共同処理する事務と規約を変更することと、平成26年度から運営を引き継ぐ社会福祉法人むろと会に關係財産を無償譲渡することについて、地方

自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては、包括支援センター事務局長に説明をさせます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)  
安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。それでは私の方からは、議案第59号と議案第60号について、ご説明を致します。説明につきましては、新旧対照表に基づいて説明を致します。まず、議案第59号、東洋町税条例の一部を改正することについて、ご説明を致します。この改正案につきましては、議案関係資料の1ページから4ページになります。今回の改正は地方税法の一部改正に伴い、本町の税条例の一部を改正しようとするものでございます。現在、65歳以上の公的年金を受給されている方で、住民税を納税する義務がある方については、平成21年10月から個人住民税を公的年金から天引きをしております。今回、年金所得者の納税の便宜を図り、また、税務業務の効率化を図るため、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度、天引き制度を見直します。それでは新旧対照表に基づきまして、ご説明を致します。

(新旧対照表に基づき説明)

税条例については、以上でございます。

次に、議案第60号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、ご説明を致します。改正案につきましては、議案関係資料の5ページから10ページとなっております。今回の改正は税条例と同様、地方税法等の一部を改正する法律が公布をされたことに伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。改正内容につきましては、税条例と同様、所得税、住民税において、金融商品に係る損益通算範囲の拡大、また、公社債等に対する課税方式が変更されます。これに準じまして、本町の国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直す附則の改正をしております。それでは新旧対照表に基づきまして、ご説明を致します。

(新旧対照表に基づき説明)

この条例は、平成29年1月1日施行致します。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

福原税務課長補佐。議案第61号。

税務課長補佐 (福原 良幸税務課長補佐)

佐

私の方からは、議案第61号、東洋町介護保険条例等の一部の改正について、ご説明致します。資料につきましては、議案関係資料の11ページをご覧下さい。今回の改正は地方税の延滞金の見直しに併せ、介護保険料及び後期高齢者医療に係る延滞金の割合を引下げのため、改正するものです。介護保険条例の第6条及び後期高齢者医療に関する条例の第3条につきましては、同じ内容となるため、併せてご説明させていただきます。当分の間、納期限後、1カ月を過ぎて納付された場合の年14.6パーセントの割合にあつては、特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年14.6パーセントから年9.3パーセントパーセント割合になり、納期限後、1カ月以内に納付された場合の年7.3パーセントの割合にあつては、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントから年3パーセントの割合に、それぞれ引下げようとするものです。審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

私の方からは、議案第62号の東洋町子ども・子育て支援会議設置条例案について、説明をさせていただきます。これについては、そんなに長い条例ではございませんので、一応、朗読させていただきます。

(条例案朗読により説明)

この条例は公布の日から施行する。経過措置、第6条第1項の規定に関わらず、この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は町長が招集する。以上ですが、それでは実際に、この会議がどういったことをするのかと簡単にいいますと、まず、保育園などの保育内容や定員などについて、検討や審議を行ったり、子ども・子育て支援に関する町の施策の計画や実施状況について、調査、審議を行います。また、委員については、保育園児の保護者、保育園長、学校長あるいは教員、または保育士OBなどが想定されています。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)



伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは私の方から、議案第63号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の全部を改正することについての件につきまして、ご説明致します。今回の改正は海の駅の再建に伴い、来年1月から町直営により、実施するため、使用料及び手数料等を定め、町の収入とするため、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の全部を改正しようとするものです。議案関係資料の15ページをお願い致します。

(議案関係資料に基づいて説明)

以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 (小野 正路議長)

光本孔士住民課長、議案第64号です。

住民課長 (光本 孔士住民課長)

それでは、議案第64号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例について、ご説明を致しますが、関係資料の19ページをお願いしたいと思います。表になっておりますので、ちょっと説明がしにくいところがございますので、現物を見ていただきたいと思っております。地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例、昭和34年9月15日、条例第50号の一部を次のように改正する。別表第2条、第8条関係の表中、現在、使用されておる表の最後が、退職手当審査会の委員長あるいは委員の日額等が記載されたところが最終行になっておりますが、それをですね、下にあります、表のとおり、子ども・子育て支援会議の委員長、委員の日額あるいは最終段の地域おこし協力隊に対する月額等を追加したものでございまして、この条例は公布の日から施行するということになっております。なおですね、子ども・子育て支援会議の部分については、先ほど、ご説明致しました、子ども・子育て支援会議の設置に伴うものでございます。私は、ここまで説明をさせていただきます。

議長 (小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課 (伊吹 真貴博産業建設課長)

長

私の方からは、議案64号の地域おこし協力隊の報酬について、ご説明致します。地域おこし協力隊とは人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持、地域協力活動を図るため、都市圏からの人材を積極的に誘致し、一定期間、従事してもらいながら、地域への定住を図ることを目的とするものです。すいません。別にカラー刷りで資料があると思いますが、それをお願い致します。資料の1枚目ですが、基本的な流れとしましては、1番目に、予算措置、2番目に、協力隊実施要綱等の作成、3番目に、協力隊の募集、これにつきましては、公募や都市部での説明会の実施ということです。4番目に、協力隊の選考、面接、これにつきましては、候補者の要望と地域の要件が合致すれば、協力隊の決定となります。6番目に、事前説明や準備、これは協力隊への事業の説明を実施することとしています。7番目に、委嘱手続、住民票の受入れ、8番目に、活動開始ということで、1年契約で最大3年間となっております。以上が一連の流れとなります。報酬金額につきましては、総務省による支援が200万円の上限となっておりますので、それを12カ月で割った、月額16万6,000円としております。なお、制度の詳細については、のちほど資料の方をご参照をお願い致します。以上です。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは、議案第65号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明を致します。議案関係資料の20ページをお願いします。今回の改正は育児短時間勤務の制度、職員の子どもを小学校就学時前までの期間を養育するために、常勤職員のまま、いくつかの勤務の形態から選択をして、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度であります。期間につきましては、1年以内となっております。この制度を今回、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正をして、条例化するものであります。それでは議案関係資料の20ページから説明をしていきます。

(議案関係資料に基づいて説明)

附則、この条例は、平成26年1月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、説明を致します。資料の27ページをお願い致します。

今回の改正は、育児短時間勤務の制度を条例化することに伴いまして、関連する一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。第4条の2中、第3条第2項を第3条の第3項に定めるものです。これにつきましては、勤務時間条例の1項が追加されることにより、改正であります。第16条の次に第1項を定める。6、第2項に規定する在職期間の算定に関し、必要な事項は規則で定めるとしてあります。これは育児短時間勤務の期末手当の在職手当の算定を定めるものであります。附則、この条例は、平成26年1月1日から施行するとしてあります。

続きまして、28ページをお願いします。議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、説明をします。今回の改正は育児短時間勤務の制度を条例化することに伴いまして、関連する職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

(議案関係資料に基づき説明)

附則、この条例は、平成26年1月1日から施行するとしてあります。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本速雄総務課長、議案第68号。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

続きまして、議案第68号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第3号について説明をします。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1億8,882万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,227万6,000円としてあります。一般会計補正予算第3号の8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本孔士住民課長、議案第69号、国民保険の特会の補正予算。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第69号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明させていただきます。これは規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,397万5,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,215万6,000円とするものです。それでは8ページ、9ページの方をお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター事務局長、議案第70号ですね。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方から、議案第70号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明致します。今回の補正では歳入歳出それぞれ5,653万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,480万9,000円としております。補正の主な内容としまして、介護給付費の現在までの支出実績を見まして、各サービス給付費の予算不足が見込まれるため、補正するものでございます。予算書の8ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長、議案第71号ですね。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からは、議案第71号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号について、ご説明致します。今回の補正予算の主なものは、青少年旅行村事業費の補正です。歳入歳出それぞれ364万9,000円を追加し、予算総額、歳入歳出それぞれ5,082万3,000円とするものです。6ページをお開き下さい。

(予算書に基づき説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター事務局長、議案第72、73号ですね、一括して。

地域包括支

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

援センター  
事務局長

それでは、議案第72号と73号をご説明致します。議案第72号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更について、ご説明致します。丸山長寿園の民営化は、平成16年に組合議会で承認され、平成20年度に市町村の担当課長や副市町村長で構成する検討委員会で協議されて参りました。この検討委員会の報告等に基づいて、職員が立ち上げる社会福祉法人での民営化の取組が進んで参り、平成25年10月には社会福祉法人むろと会が法人認可を受け、民営化の受け皿となりました。このような経緯により、平成26年4月1日に丸山長寿園が民営化されることとなったため、規約の一部を変更するものでございます。変更内容につきましては、議案関係資料の31ページと新旧対照表の43ページから45ページをご参照いただきたいと思います。丸山長寿園の民営化に伴い、事務所位置の変更及び関係法令との条項の擦れの是正、地方自治法の改正に応じた、文言の整理等、数箇所を変更しております。この規約の変更につきましては、関係市町村、全ての議決を経た上で、高知県知事の許可のあった日から施行するとなっております。以上でございます。

続きまして、第73号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、ご説明致します。平成26年4月1日に安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合立丸山長寿園を民営化することに伴い、民営化後の運営主体となる社会福祉法人むろと会に同園の建物等の財産を無償譲渡するものでございます。内容につきましては、議案関係資料の32ページから40ページに掲載しておるとおりでございますが、無償譲渡する財産は丸山長寿園の本館他、建物5棟、付帯設備、構築物一式、備品、その他一式でございます。無償譲渡の相手方は社会福祉法人むろと会理事長中岡<sup>まさゆき</sup>當行、無償譲渡に日は、平成26年4月1日、以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

以上で、一括議題と致しました、提出案件は全部、説明が全部、終わりました。以上で、本日の議事日程は全部、終了致しました。ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、6日から8日は休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、9日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでございました。議会放送は、これで終了致します。

(散会時間:10時43分)